一関地区広域行政組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

令和８年３月17日

一関地区広域行政組合規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、一関地区広域行政組合一般職の職員の給与に関し準用する一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号。以下「給与条例」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、別に定める場合を除き、必要な事項を定めるものとする。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準）

第２条　職員の初任給、昇格、昇給等の基準については、次条及び別に定めるもののほか、一関市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年一関市規則第35号）の規定の例による。

（介護支援専門員等に係る職務の級の分類）

第３条　介護支援専門員及びその上位の職制上の段階に係る給与条例第４条第２項の規定で定める職務の級の分類は、社会福祉士の例による。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。